

○鳥羽市都市計画審議会条例

昭和 46 年 3 月 25 日条例第 2 号
改正

昭和 59 年 3 月 30 日条例第 4 号
平成 7 年 10 月 5 日条例第 30 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 6 号
平成 15 年 12 月 25 日条例第 38 号
平成 19 年 2 月 1 日条例第 1 号

鳥羽市都市計画審議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 の規定に基づき、都市計画審議会の設置、組織及び運営等に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 鳥羽市に都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じて、都市計画に関する次に掲げる事項について調査審議し及びこれらの事項に関して答申する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 5 人以上 15 人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議するために必要であるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は非常勤とする。

(任命)

第 5 条 審議会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者、市議会議員のうちから市長が任命する。

2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民のうちから、審議会の委員を任命することができる。

(会長等)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により、副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、議事、その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第7条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会議)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係ある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(細則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営、その他必要な事項については審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月30日条例第4号)

この条例は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月5日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鳥羽市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員(市職員は除く)である者は、この条例による改正後の鳥羽市都市計画審議会条例の相当規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任命は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則 (平成15年12月25日条例第38号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月1日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥羽市都市計画審議会運営規程

平成 14 年 2 月 8 日

鳥羽市都市計画審議会決定

平成 22 年 5 月 13 日改定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳥羽市都市計画審議会条例(昭和 46 年 3 月条例第 2 号)第 10 条の規定に基づき、鳥羽市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の選任)

第 2 条 会長の選任は選挙によって行い、その方法は無記名投票とし、有効投票の最多数をもって当選人とする。

2 副会長の選任は互選によって行い、最多数をもって当選人とする。

3 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、同一得票数の者につき、決選投票によって定めるものとする。

4 審議会は、委員に異議のないときは、第 1 項の選挙及び第 2 項の互選に代えて指名推薦の方法を用いることができるものとする。

(会長及び副会長の任期)

第 3 条 会長及び副会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長、副会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、その他会長、副会長が欠けたときは、次回の審議会において選任を行うものとする。

(議事の説明者)

第 4 条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

(会議の公開)

第 5 条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は、公開しないことができる。

(1) 鳥羽市情報公開条例(平成 12 年条例第 27 号)第 8 条各号の規定

に該当する情報を含む事項に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障があると認められる場合

2 傍聴の要領については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めがない事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年2月8日から施行する。

附 則（平成22年5月13日改定）

この規程は、平成22年5月14日から施行する。